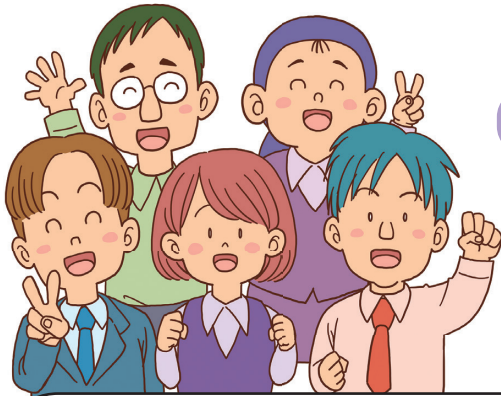


働く仲間みんなでひろげよう、安心のハーモニー

くらしを守る全労連共済

個人加入共済

- 組合員と家族が加入できる制度です。
- 一人ひとりのニーズにあった制度をお選びください。



生命共済

シニア生命共済

医療共済

シニア医療共済

緩和型医療共済

交通災害共済

うちの安心共済(火災共済)

なかまの“助け合い” だから可能になった

● 安い掛金、大きな保障

組合の共済は、大阪労働共済を通じ全国労働組合共済会及び全国労働組合共済連合会に担保し、全国の働く仲間・労働者と連帯し、助け合っています。

一般の生命保険・損害保険と違い利益第一主義ではありません。だからこそ、安い掛金で大きな保障が可能になったのです。

● いつでも加入、だれでも加入

万一の災害に遭った時は仲間どうしの助け合いが大切。この助け合いの輪は大きければ大きいほど、心強いものになります。全労連共済はいつでも、だれでも、一人でも加入できます。また、退職されてもひき続き利用できます。

■ 税金控除について

全労連共済は自主共済であり、掛け金は所得控除の対象にはなりません。
(ただし年金共済・ガン保険は除く)

生命保険を見直してみませんか？

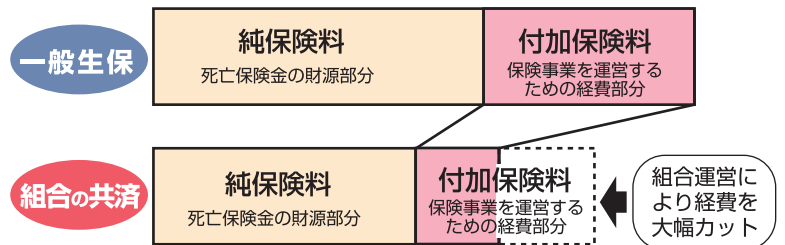
★保障額は高くありませんか？

★掛金の安い組合の生命共済を土台に、保障先を数社に分散しておきましょう。

■ 組合の共済の安さの秘密

- 組合員間の助け合いを目的として営利を目的としていません。
- 個人契約でなく団体扱いとして保険料(掛金)を低く設定できます。
- 組合が運営・管理していますので付加保険料(掛金)のうち、過大な広告宣伝費や不要な経費を大幅にカットしています。

【生命保険料の構成比較】



■ 個人情報の取扱いについて

全大阪労働組合総連合共済会は、加入者の皆様の個人情報は法令その他の規範を厳守し、当会に定める個人情報保護規定にのっとり、厳重に管理・保護を致します。また、加入者の皆様の個人情報は共済業務遂行の目的以外には使用しないことをお約束いたします。

生命共済

65歳までは生命共済で以後引き続きシニア生命共済へ

病気による
死亡・重度障害や
不慮の事故による
死亡・障害・入院に対する
保障制度です。

- ① 病気死亡 …………… 1,500万円保障
- ② 不慮の事故は倍額 …………… 3,000万円保障
- ③ 災害(ケガ)入院で最高 … 日額1万円保障
(180日の長期保障)
- ④ 病気入院対象外です。
※病気に対する保障を希望される場合は、「医療共済」にご加入ください。

月額掛金 個人の年齢により異なる

0～25歳未満＝1口20円 25～40歳未満＝1口35円
40～65歳未満＝1口37円

加入最高限度 150口

組合員本人・配偶者

- ① 発効日の年齢が60歳未満の方…………… 最高150口
- ② 発効日の年齢が60歳以上65歳未満の方…最高 60口

組合員本人・配偶者以外の親族

- ① 発効日の年齢が25歳以上60歳未満の方…最高150口
- ② 発効日の年齢が60歳以上65歳未満の方…最高 60口
- ③ 発効日の年齢が4歳以上25歳未満の方……最高 60口
- ④ 発効日の年齢が4歳未満の方……………最高 30口

加入範囲 組合員本人、配偶者、同居の親族、 同一生計の別居の未婚の子

(生命・医療・交通災害共済共通)
※親族とは、六親等以内の血族、配偶者、三親等以内の姻族のことを言う。

健康告知 必要 「健康告知事項」に該当する方は新規加入 および継続加入時の増口はできません。

● 給付内容 (1口あたり)

加入年齢65歳未満

基本契約	
すべての死亡・重度障害 (1・2級と3級の2・3・4号)	10万円



不慮の事故・感染症等の場合は以下の傷害特約も対象になります。

傷害特約		
給付種目	共済事由	共済金額
死亡	不慮の事故を直接の原因とする 事故の日から180日以内の死亡	10万円
障害	不慮の事故を直接の原因とする 事故の日から180日以内の身体 障害、労災保険法「障害等級表」 1級～14級	10万円 ～4,000円
災害入院	不慮の事故を直接の原因とする 事故の日から180日以内に始まる 入院 (1日～180日)	日額100円

制度改定内容 (2025年4月)

～全労連共済は魅力いっぱい～

- 火災共済(おうちの安心共済)に自然災害特約が新設。
* 特約付帯すると掛金は2倍になりますが、地震保障は基本契約の2倍(最高600万円)、風水害等は基本契約の1.5倍～3倍(最高900万円)に。
* 豪雨による洪水被害で床上浸水の区分を整理し、保障金額を引き上げ、床下浸水も新たな保障対象に。
* 地震等共済金の区分を改善し、保障額を引き上げ。(詳しくはP7～「おうちの安心共済」を参照)
- 同性婚も事実婚と同じ法定外婚姻として扱うことになり、配偶者として加入が出来るように。
- 10万円以下の申請は診断書不要に(5万円から10万円へ)
- 安静休業の条件が連続7日以上から連続5日以上に。
* 入院と安静休業あわせて連続5日以上になれば、安静休業が単独では連続5日に満たなくても、入院を除く安静休業として給付。

生命共済、医療共済の健康告知事項

生命、医療共済への新規加入および増口の際は健康告知事項の確認が必要です。1～5の項目すべてが「いいえ」なら生命、医療共済に新規加入および増口できます。

1	加入申込日に病気やケガ(軽度のケガを除く)のため、休業または安静加療していますか(休業または、安静加療を要すると診断されている場合も含みます)。	いいえ	はい
2	病気で発効日からさかのぼって6カ月以内に医師の治療を受けていますか(治療を要すると診断されている場合も含みます)。	いいえ	はい
3	病気で発効日からさかのぼって1年以内に医師の経過観察を受けていますか。	いいえ	はい
4	ケガで発効日からさかのぼって次の日数の休業または安静加療をしましたか。 ① 1カ月以内に、通算して14日以上 ② 6カ月以内に、連続して14日以上	いいえ	はい
5	ケガで発効日からさかのぼって1年以内に開頭、開腹または開胸等の手術を受けましたか。	いいえ	はい

- ※1 ここでの病気からは「花粉症、アレルギー性皮膚炎、にきび、虫歯、歯科矯正、水虫、軽度の盲腸、および7日以内で完治した軽度の病気」は除きます。
- ※2 「医師の治療」とは、投薬、医学的処置および食餌療法等直接的・間接的な治療をいいます。
- ※3 加入申込日から発効日までに「健康告知事項」に該当する事由が発生した場合、当該の加入申込は無効の扱いとなります。

申込口数	基本契約		傷害特約			申込口数	加入年齢と(月額)掛金						
	すべての死亡 重度障害 (1・2歳と3歳・3・4号) 共済金	(不慮の事故・感染症等による)			4歳未満の 親族		25歳未満の 親族	25歳未満の 本人・配偶者	0~25歳未満(1口20円)		25~40歳 未満 (1口35円)	40~65歳未満(1口37円)	
		死亡共済金	障害共済金 (1~14級)	災害入院共済金					60歳未満	60~65歳 未満			
150口	1,500万円	1,500万円	1,500万円~60万円	※ 日額 1万円	150口		2,750円	5,000円	5,300円				
140口	1,400万円	1,400万円	1,400万円~56万円		140口		2,600円	4,700円	4,980円				
130口	1,300万円	1,300万円	1,300万円~52万円		130口		2,450円	4,400円	4,660円				
120口	1,200万円	1,200万円	1,200万円~48万円		120口		2,300円	4,100円	4,340円				
110口	1,100万円	1,100万円	1,100万円~44万円		110口		2,150円	3,800円	4,020円				
100口	1,000万円	1,000万円	1,000万円~40万円		100口		2,000円	3,500円	3,700円				
90口	900万円	900万円	900万円~36万円	日額 9,000円	90口		1,800円	3,150円	3,330円				
80口	800万円	800万円	800万円~32万円	日額 8,000円	80口		1,600円	2,800円	2,960円				
70口	700万円	700万円	700万円~28万円	日額 7,000円	70口		1,400円	2,450円	2,590円				
60口	600万円	600万円	600万円~24万円	日額 6,000円	60口		1,200円	1,200円	2,100円	2,220円	2,220円		
50口	500万円	500万円	500万円~20万円	日額 5,000円	50口		1,000円	1,000円	1,750円	1,850円	1,850円		
40口	400万円	400万円	400万円~18万円	日額 4,000円	40口		800円	800円	1,400円	1,480円	1,480円		
30口	300万円	300万円	300万円~12万円	日額 3,000円	30口	600円	600円	600円	1,050円	1,110円	1,110円		
20口	200万円	200万円	200万円~ 8万円	日額 2,000円	20口	400円	400円	400円	700円	740円	740円		
10口	100万円	100万円	400万円~ 4万円	日額 1,000円	10口	200円	200円	200円	350円	370円	370円		
1口	10万円	10万円	10万円~4,000円	日額 100円	1口	20円	20円	20円	35円	37円	37円		

※災害入院…不慮の事故・感染症等を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院(1日~180日)
100口を超える部分は、災害入院の共済金が一律1万円となるため、1口あたりの掛金が5円安くなります。

※感染症とは、「感染症法」第6条第2項から第4項に該当する感染症と、その他この会が認めた場合をいいます。

シニア生命共済

(継続型)80歳未満まで継続

生命共済に加入されていた方が65歳からも引き続き加入できる制度です。

月額掛金 1口60円

加入最高限度 30口

65歳満期日時時点で加入していた口数
または30口のいずれか少ない口数

申込口数	掛金	死亡・重度障害共済金	
		65歳~ 75歳	75歳~ 80歳
30口	1800円	120万円	60万円
20口	1200円	80万円	40万円
10口	600円	40万円	30万円
1口	60円	4万円	2万円



生命共済・医療共済の共済金の不支給・削減事項の抜粋

生命共済

第28条(基本契約にかかわる共済金を支払わない場合)
この会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、死亡共済金・重度障害共済金を支払わない。

- 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を変造したとき。
 - 被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
 - 被共済者が、発効日から1年以内に自殺したとき。(組織・生命共済を除く)
 - 被共済者が、自らの犯罪行為により死亡し、この会が共済金の支払を適当でないとして認めるとき。
 - 共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、共済金からその者が本来受け取るべき共済金額を差し引いた残額を、他の共済金受取人に支払う。
 - 共済契約者が、故意または重大な過失により、被共済者(共済契約者と同一人である場合を除く)を死亡させたとき。
2. 前項各号に該当して、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。
- 第29条(傷害特約にかかわる共済金を支払わない場合)
この会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、傷害特約にかかわる共済金を支払わない。

約にかかわる共済金を支払わない。

- 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を変造したとき。
- 被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失により事故が発生したとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部についての受取人の場合、共済金額から該当する金額を控除し、残額を他の共済金受取人に支払う。
- 被共済者または共済金受取人の自覚行為により事故が発生したとき。
- 被共済者または共済金受取人の犯罪行為または私闘行為により事故が発生したとき。
- 運転者同乗者が被共済者の場合で、無資格運転、飲酒運転により事故が発生したとき。
- 運転者が被共済者の場合で最高速度違反(時速30km(高速道路の場合は時速40km)以上の速度超過)、信号無視(踏切警報機の警報無視含む)で事故が発生したとき。また、未整備車両を承知のうえで運転したことにより事故が発生したとき。
- 原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚所見の認められないもの。
- 被共済者の脳疾患・心疾患等の疾病、精神障害、泥酔、薬物依存等により事故が発生したとき。

2. 前項各号に該当して、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。

医療共済

第27条(共済金を支払わない場合)

この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、共済金を支払わない。

- 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を変造したとき。
 - 被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
 - 被共済者または共済金受取人の犯罪行為によるとき。
 - 原因のいかんを問わず「頸部症候群」(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚所見の認められないものによるとき。
 - 正常妊娠・分娩によるとき。
 - 被共済者の精神障害、薬物依存等によるとき。または薬物依存等により生じた傷病によるとき。
 - 発効日において、被共済者について既に判明していた先天性の異常(発育異常、発育不全等を含む。)によるとき。
2. 前項各号に該当して、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。
- ★基本は全労連共済の規約に準ずる。

医療共済

病気やケガによる入院・安静休業に対する保障制度です。

65歳までは医療共済で以後引き続きシニア医療共済へ

医療共済 (加入年齢65歳未満)

月額掛金 1口 100円

加入最高限度 20口

加入範囲 生命共済と共通です。

健康告知 必要 「健康告知事項」に該当する方は新規加入および継続加入時の増口はできません。

●給付内容 (1口あたり)

給付種目	共済事由	共済金額
入院	1日以上180日限度	日額 500円
安静休業	連続5日以上90日限度	日額 250円

①「安静休業」とは医師が「労務不能または安静加療が必要」と診断し、かつ仕事を休業した期間をいいます。(無職の方や学生の場合は、連続5日以上安静加療期間中の実通院日が対象になります) ②給付基準日数に達したとき、入院や安静休業の1日目から給付します。③[入院+安静休業(90日限度)]の場合は合計180日が限度です。④新規加入より1年以内の共済事由は給付限度日数が給付基準の50%になります。

医療共済 (65歳未満)	口数 (一例)	掛金 (月額)	入院	安静休業
			1日以上180日限度	連続5日以上90日限度
	20口	2,000円	10,000円/日	5,000円/日
	19口	1,900円	9,500円/日	4,750円/日
	18口	1,800円	9,000円/日	4,500円/日
	17口	1,700円	8,500円/日	4,250円/日
	16口	1,600円	8,000円/日	4,000円/日
	15口	1,500円	7,500円/日	3,750円/日
	14口	1,400円	7,000円/日	3,500円/日
	13口	1,300円	6,500円/日	3,250円/日
	12口	1,200円	6,000円/日	3,000円/日
	11口	1,100円	5,500円/日	2,750円/日
	10口	1,000円	5,000円/日	2,500円/日
	9口	900円	4,500円/日	2,250円/日
	8口	800円	4,000円/日	2,000円/日
	7口	700円	3,500円/日	1,750円/日
	6口	600円	3,000円/日	1,500円/日
	5口	500円	2,500円/日	1,250円/日
	4口	400円	2,000円/日	1,000円/日
	3口	300円	1,500円/日	750円/日
	2口	200円	1,000円/日	500円/日
	1口	100円	500円/日	250円/日

シニア医療共済

入院保障のみ

(継続型)80歳未満まで継続

月額掛金 1口 100円

加入最高限度 10口

65歳満期日時点で加入していた口数または10口のいずれか少ない口数緩和型にご加入の方は50%(小数点切り上げ)の口数で継続

シニア医療共済 (継続型) (65歳以上80歳未満)	口数 (一例)	掛金 (月額)	65歳~75歳未満	75歳~80歳
			一日以上90日限度	45日限度
	10口	1,000円	5,000円/日	2,500円/日
	8口	800円	4,000円/日	2,000円/日
	6口	600円	3,000円/日	1,500円/日
	5口	500円	2,500円/日	1,250円/日
	4口	400円	2,000円/日	1,000円/日
	2口	200円	1,000円/日	500円/日
	1口	100円	500円/日	250円/日

緩和型医療共済

持病で通院中でも加入可能!

★病気で通院中の方、病気療養で服薬中の方でも緩和型専用告知事項に該当無ければ加入できます。

月額掛金 1口 300円 加入年齢65歳未満

加入最高限度 10口 (個人医療と合わせて20口)

加入範囲 生命共済と共通です。

健康告知 必要 「緩和型専用の告知事項」に該当する方は新規加入および継続加入時の増口はできません。

●給付内容 (1口あたり)

給付種目	共済事由	共済金額
入院	1日以上90日限度	日額 500円
安静休業	連続5日以上45日限度	日額 250円

①[入院+安静休業(45日限度)]の場合は合計90日が限度です。②新規加入より1年以内の共済事由は給付限度日数が給付基準の50%になります。(安静休業は23日)

専用告知 (「はい」が1つでもあれば加入できません)

- 1、現在入院または、病気やケガで休業または安静加療中 (休業または安静加療を要すると診断された場合を含む) ですか？
- 2、最近3ヶ月以内に医師から入院または手術をすすめられたことがありますか？
- 3、過去2年以内に入院したことまたは手術を受けたことがありますか？
- 4、過去5年以内にがん (上皮内新生物含む) で医師の治療や投薬を受けたことがありますか？ (ただし経過観察のみは除きます)

緩和型医療共済 (65歳未満)	口数 (一例)	掛金 (月額)	入院	安静休業
			1日以上90日限度	連続5日以上45日限度
	10口	3,000円	5,000円/日	2,500円/日
	9口	2,700円	4,500円/日	2,250円/日
	8口	2,400円	4,000円/日	2,000円/日
	7口	2,100円	3,500円/日	1,750円/日
	6口	1,800円	3,000円/日	1,500円/日
	5口	1,500円	2,500円/日	1,250円/日
	4口	1,200円	2,000円/日	1,000円/日
	3口	900円	1,500円/日	750円/日
	2口	600円	1,000円/日	500円/日
	1口	300円	500円/日	250円/日

月500円(10口)で死亡1,000万円、入院15,000円、通院5,000円

交通災害共済

※タクシー・ハイヤーの運転を業務とする方は5口限度

種別 口数	月掛金	死亡	障害	入院	通院
		交通事故による死亡	身体障害等級の1級~14級	180日限度 入院・通院あわせて180日限度	90日限度
10口	500円	1,000万円	1,000~40万円	1日15,000円	1日 5,000円
9口	450円	900万円	900~36万円	1日13,500円	1日 4,500円
8口	400円	800万円	800~32万円	1日12,000円	1日 4,000円
7口	350円	700万円	700~28万円	1日10,500円	1日 3,500円
6口	300円	600万円	600~24万円	1日 9,000円	1日 3,000円
5口	250円	500万円	500~20万円	1日 7,500円	1日 2,500円
4口	200円	400万円	400~16万円	1日 6,000円	1日 2,000円
3口	150円	300万円	300~12万円	1日 4,500円	1日 1,500円
2口	100円	200万円	200~ 8万円	1日 3,000円	1日 1,000円
1口	50円	100万円	100~ 4万円	1日 1,500円	1日 500円

- 入院とは、「事故発生日から180日以内に始まる入院」
- 通院とは、「事故発生日から180日以内の実通院」で医師による治療が必要であり病院または診療所に通院し治療した日。
- 入院および実通院の給付合計日数は、一共済期間中に180日をもって限度とする。なお、この場合においても、実通院は90日をもって限度とする。
- 接骨院・はり・灸・あん摩・マッサージ等の施術所への通院は医師の同意が必要です。
- 入院中の外泊は通院共済金の支払いとなります。
- 他覚所見ない頸部症候群や腰痛の実通院については30日限度。

加入範囲 生命共済と共通です。

ご注意

- 事故発生後、ただちに組合へご連絡下さい。
ご連絡が遅れますと共済金をお支払いできない場合があります。

共済金をお支払いするとき

- おのおの公的証明書が必要ですから、詳しくは労働組合までお問合せください。

タクシーに乗車中、後続車に追突された



歩行中、自転車や車と接触



電車で出勤途中、駅のホームで人に押されて転倒



デパートのエスカレーターまたはエレベーターで転倒



その他対象となるもの

1. 駅構内の乗客専用通路およびホームにおける乗客の通行上の不慮の事故（急激かつ外来の原因による事故）
2. 道路上への建築物・工作物の倒壊またはそれらからのものの落下による道路通行中の不慮の事故
3. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石の落下による道路通行中の不慮の事故
4. 火災、破裂または爆発による道路通行中の事故

交通災害共済の共済金の削減と支払わない場合等

共済金の削減

次の各号にあげる場合に生じた被共済者の交通事故についてはそれぞれに定める割合によって、共済金を削減することがあります。

- ① 免責には至らないが、被共済者の過失による事故は50%以内。
- ② 共済契約者が通知義務を怠った場合については20%以内。
- ③ 被共済者が交通事故により傷害を被った場合において、当該交通事故がすでに存在した傷病、障害もしくは他人の暴行その他の影響により発生したとき、または当該交通事故の後において当該交通事故とは関係なく発生し、すでに存在した傷病、障害もしくは他人の暴行その他の影響により、傷害および障害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を、この会が決定し支払う。
- ④ 正当な理由なく、被共済者が治療を怠り、または共済金受取人が治療させなかったために傷害が重大となった場合の共済金額の決定は前項③に順ずる。

共済金を支払わない場合

- ① 被共済者、共済契約者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を変造したとき。
- ② 被共済者または共済契約者あるいは共済金受取人の故意または重大な過失により事故が発生したとき。ただし、その共済金受取人が共済金の

一部についての受取人の場合、共済金額から該当する金額を控除し、残額を他の共済金受取人に支払う。

- ③ 運転者および同乗者が被共済者の場合で、無資格運転、飲酒運転により事故が発生したとき。
- ④ 運転者が被共済者の場合で最高速度違反（時速30〈高速道路40〉km以上の速度超過）、信号無視（踏切警報機の警報無視を含む。）で事故が発生したとき。また、未整備の車両を承知のうえで運転したことにより事故が発生したとき。
- ⑤ 被共済者または共済金受取人の犯罪行為または私闘行為により事故が発生したとき。
- ⑥ 地震、噴火、津波、洪水、暴風雨、その他これに類する天災により事故が発生したとき。
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の非常の出来事により事故が発生したとき。
- ⑧ 核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性、またはこれらの特性によって事故が発生したとき。
- ⑨ 原因の如何を問わず、「頸部症候群」（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚所見の認められないものによるとき。
- ⑩ 試運転、訓練、競技、興行中に事故が発生したとき。
- ⑪ 船舶乗組員、漁夫、船頭等の職務としての船舶乗船中に事故が発生したとき。
- ⑫ 被共済者が職務として以下の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故が発生したとき。
 - 荷役作業。交通乗用具への荷物の積込、積卸しおよび交通乗用具上における荷物の整理、

調整等一連の作業を含む。

- ⑫ 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃作業。
- ⑬ 定期・不定期航空運送事業の用に供されていない航空機の操縦中または当該航空機に搭乗することを職務とする者が職務上搭乗中に事故が発生したとき。搭乗することを職務とする者とは業務遂行のために搭乗している者で、航空写真測量技師、航空カメラマン、機関士、操縦士等をいう。なお、定期・不定期航空運送事業の用に供される航空機については、厳重な監督と十分な整備・点検が実施されており、比較的安全度が高いため、これらの航空機への職務上の搭乗等は除く。
- ⑭ 被共済者の脳疾患・心疾患等の疾病、精神障害または薬物依存等により事故が発生したとき。
- ⑮ 公的機関等の第三者が発行する事故証明書等が提出できないとき。
- ⑯ 被共済者が、交通事故により平常の業務能力に支障のない程度の微傷を被りその微傷に起因する感染症（丹毒、膿瘍、蜂窩織炎、淋巴線炎、膿毒炎、敗血症、破傷風、よう、せつ、ひょう疽等）に罹患したとき。

共済金の支払い義務を免れる場合

- ① 共済契約者又は共済金受取人が支払い請求を3年間怠ったとき。

事故発生通知義務違反による共済金を支払わない場合

事故が発生した事を知った日より、正当な理由なく30日以内に事故発生届の届出がなされない場合の事故は、共済金を支払わないことがあります。
★基本は、全労連共済の規約に準ずる。

マイホームから借家・家財まで安心

働く仲間の助け合い 全労連の 火災共済

全労連の火災共済は、組合員間の助け合い制度ですから、他の保険・共済に加入していても加入できます。但し、掛金は所得控除の対象にはなりません。

自家 (持ち家) にお住まいの方

住宅・家財とも加入して下さい

借家 にお住まいの方

家財を加入して下さい

借家人賠償責任共済金

契約の借家で共済契約者の過失による火災等で貸主から損害賠償責任を負った場合に契約額限度に支払います。

借家人賠償は最高**3,000万円** 家財に最低**30口** 加入する必要あり

住宅加入基準(1坪当り)

最高保障 **3,000万円(300口)**
但し、簡易住宅は **1,500万円(150口)**

家財加入基準(加入限度)※2

最高保障 **1,500万円(150口)**

木造住宅			住居面積 ●1坪は3.3m ² ●たみ1量は0.5坪	鉄筋住宅		
加入限度	保障限度額	年額掛金		加入限度	保障限度額	年額掛金
42口	420万円	2,520円	6坪	48口	480万円	1,440円
49口	490万円	2,940円	7坪	56口	560万円	1,680円
56口	560万円	3,360円	8坪	64口	640万円	1,920円
63口	630万円	3,780円	9坪	72口	720万円	2,160円
70口	700万円	4,200円	10坪	80口	800万円	2,400円
77口	770万円	4,620円	11坪	88口	880万円	2,640円
84口	840万円	5,040円	12坪	96口	960万円	2,880円
91口	910万円	5,460円	13坪	104口	1,040万円	3,120円
98口	980万円	5,880円	14坪	112口	1,120万円	3,360円
105口	1,050万円	6,300円	15坪	120口	1,200万円	3,600円
112口	1,120万円	6,720円	16坪	128口	1,280万円	3,840円
119口	1,190万円	7,140円	17坪	136口	1,360万円	4,080円
126口	1,260万円	7,560円	18坪	144口	1,440万円	4,320円
133口	1,330万円	7,980円	19坪	152口	1,520万円	4,560円
140口	1,400万円	8,400円	20坪	160口	1,600万円	4,800円
147口	1,470万円	8,820円	21坪	168口	1,680万円	5,040円
154口	1,540万円	9,240円	22坪	176口	1,760万円	5,280円
161口	1,610万円	9,660円	23坪	184口	1,840万円	5,520円
168口	1,680万円	10,080円	24坪	192口	1,920万円	5,760円
175口	1,750万円	10,500円	25坪	200口	2,000万円	6,000円
182口	1,820万円	10,920円	26坪	208口	2,080万円	6,240円
189口	1,890万円	11,340円	27坪	216口	2,160万円	6,480円
196口	1,960万円	11,760円	28坪	224口	2,240万円	6,720円
203口	2,030万円	12,180円	29坪	232口	2,320万円	6,960円
210口	2,100万円	12,600円	30坪	240口	2,400万円	7,200円
217口	2,170万円	13,020円	31坪	248口	2,480万円	7,440円
224口	2,240万円	13,440円	32坪	256口	2,560万円	7,680円
231口	2,310万円	13,860円	33坪	264口	2,640万円	7,920円
238口	2,380万円	14,280円	34坪	272口	2,720万円	8,160円
245口	2,450万円	14,700円	35坪	280口	2,800万円	8,400円
252口	2,520万円	15,120円	36坪	288口	2,880万円	8,640円
259口	2,590万円	15,540円	37坪	296口	2,960万円	8,880円
266口	2,660万円	15,960円	38坪	300口	3,000万円	9,000円
273口	2,730万円	16,380円	39坪			
280口	2,800万円	16,800円	40坪			
287口	2,870万円	17,220円	41坪			
294口	2,940万円	17,640円	42坪			
300口	3,000万円	18,000円	43坪以上	300口	3,000万円	9,000円

	単身	2人	3人	4人以上
加入限度	100口	130口	140口	150口
最高保障	1,000万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円
木造掛金	6,000円	7,800円	8,400円	9,000円
鉄筋掛金	3,000円	3,900円	4,200円	4,500円

●掛金と保障額(1口当り)

	掛金	保障額
木造	年額 60円	10万円
	月額 5円	
鉄筋 コンクリート	年額 30円 月額 2.5円	

(注1) 鉄筋コンクリート住宅とは、外壁・屋根など主要部分が鉄筋コンクリート等で耐火構造になっているもの(奇数口の加入はできません)。

●加入できる住宅と家財

住宅

組合員またはその親族が所有する、居住を目的とした自家

※店舗・事務所等を兼ねた住宅については、店舗、事務所部分の大きさなどの条件によって取扱いが異なりますので、所属組合へお問い合わせください。

家財

組合員またはその親族が居住する住宅内にある、それらの方が所有する家財

注1) 別荘は居住を目的としていないので加入できません。
注2) 現金、有価証券、貴金属、自動車、営業用の商品などは保障の対象外です。

※転勤のため、契約物件が空家や貸家になる場合は、毎年、継続時に申立書を提出すれば、特例として引き続き加入できます。

●月払の場合は年額掛金の12等分です。

おうちの安心共済(火災共済)

自然災害特約 加入と保障

2025年4月
スタート!

住宅最高
家財最高

3,000万円
1,500万円

の保障

ワイドな保障



火災



消防作業による
冠水・破壊



落雷



破裂・爆発



航空機の
墜落



車両の突入



同一建物の他人の
住居からの水もれ



突発的な第三者の
加害行為
(損害額5万円以上)

給付区分	お支払い額	
	共済金	臨時費用
全焼・全壊 焼破損割合が70%以上	契約額の全額	最高200万円を 限度に 共済金の15%
部分焼・部分壊 焼破損割合が70%未満	損害額 (契約額を限度とする)	

持ち出し家財共済金

※臨時費用なし

旅行・買い物等で一時金に持ち出した家財が、国内の他の建物内にて火災等で損害を受けたときに、100万円または契約額の20%のいずれか少ない額を限度としてお支払いします。(業者の倉庫等に保管したものの損害、または風水害等による損害の場合は保障対象になりません。)

さらに幅広い安心 見舞共済金等も充実

- 漏水** 階下等他家へ水漏れ損害を与え見舞金を支払ったとき
1世帯当たり15万円まで
(最高50万円)《鉄筋住宅のご契約のみ》
- 借家修復** 借家住まいでその家屋に火災の損害を与え修理費を支払ったとき
最高100万円まで《鉄筋住宅のご契約のみ》
- 火元失火** 加入住宅の火災等で隣家へ損害を与え見舞金を支払ったとき
1世帯当たり40万円まで (最高100万円)

- 持ち出し家財** 加入住宅以外の建物内へ一時的に持ち出した家財が火災により損害を受けたとき
最高100万円まで(家財に加入されている方)
- 風呂の窓たき** ①風呂釜と浴槽が使用不能となったとき…**一事故につき5万円**
②風呂釜が使用不能となったとき…**一事故につき2万円**
※臨時費用なし
- 臨時費用** 火災の際の仮住まいなど臨時の費用に
火災等共済金の15% **最高200万円まで**

2025年4月

火災共済が「おうちの安心共済」に生まれかわり、
さらに「自然災害特約」が新設されました!

自然災害の保障が心配な方は、掛金をプラスして特約を付帯することで、さらに保障を厚くできます。特約をつけると、風水害等は、基本の1.5倍~3倍、地震は基本の2倍に保障を増やせます。



おうちの安心共済のしくみ

基本契約に必ず加入します。

基本契約

一口あたり掛金
木造=月5円・鉄筋=月2.5円

火災	火災等共済金 最高 4,500 万円 臨時費用 借家人賠償責任共済金 等
風水害	風水害等共済金 最高 300 万円 【支払限度100口】 臨時費用等
地震	地震等共済金 最高 300 万円 【支払限度400口】



自然災害特約

一口あたり特約掛金
木造=月5円・鉄筋=月2.5円

風水害	風水害等共済金 最高 600 万円 【支払限度400口】
地震	地震等共済金 最高 300 万円 【支払限度400口】

自然災害の保障を厚くしたい場合は特約をつけます。特約の口数は必ず基本契約と同一です。特約付帯に加え、基本契約を増口することで、自然災害の保障をさらに厚くできます。

基本 と 特約 の自然災害の保障内容

地震等共済金

※臨時費用なし



地震



噴火



津波



給付区分 (住宅)	損害程度	基本保障		特約保障		保障限度 基本+特約計
		一口あたりの共済金	限度 (400口)	一口あたりの共済金	限度 (400口)	
全焼壊・流出	50%以上	7,500円	300万円	7,500円	300万円	600万円
大規模半焼壊	40%以上50%未満	5,250円	210万円	5,250円	210万円	420万円
中規模半焼壊	30%以上40%未満	*4,500円	180万円	4,500円	180万円	360万円
半焼壊	20%以上30%未満	3,750円	150万円	3,750円	150万円	300万円
準半焼壊・一部焼壊	20%未満	100万円超	750円	30万円	750円	30万円
		50万円超	250円	10万円	250円	10万円
家財の損害		基本保障		特約保障		保障限度 基本+特約計
一部焼壊に該当しない場合で家財に50万円を超える損害が生じた場合 (家財特約がある場合のみ)		一口あたりの共済金	限度 (150口)	一口あたりの共済金	限度 (150口)	
		450円	6.75万円	450円	6.75万円	13.5万円

●注意点

共通) ①借家人賠償・貸家・空家は地震等共済金の対象になりません。②付属建物の損害は、一部焼壊の扱いとなります。
 ③風水害等共済金と地震等共済金の給付区分と損害率は異なります。④損害区分は原則として罹災証明書で判定します。
 ★2025年4月以降の事由より対象

基本 と 特約 の自然災害の保障内容

風水害等共済



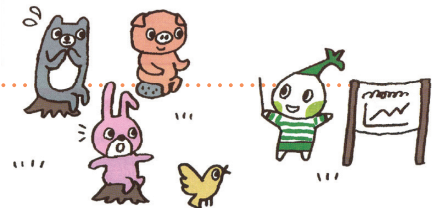
豪雨



台風・突風



大雪など



住宅の損害程度に応じてお支払いします。

※基本と特約では、支払限度口数と1口あたりの共済金額が異なりますので、ご注意ください。

給付区分 (住宅)	損害程度	基本保障		特約保障		保障限度 基本+特約計
		一口あたりの共済金	限度 (100口)	一口あたりの共済金	限度 (400口)	
全壊・流出	70%以上	30,000円	300万円	15,000円	600万円	900万円
大規模半焼壊	50%以上70%未満	21,000円	210万円	10,500円	420万円	630万円
半壊	20%以上50%未満	15,000円	150万円	7,500円	300万円	450万円
一部壊 20%未満	損害額が100万円超	4,000円	40万円	2,000円	80万円	120万円
	損害額が50万円超	2,000円	20万円	1,000円	40万円	60万円
	損害額が20万円超	1,000円	10万円	500円	20万円	30万円
	損害額が10万円超	500円	5万円	250円	10万円	15万円
	損害額が5万円超	*300円	3万円	150円	6万円	9万円
*床上浸水 (延床面積中の浸水率①と床面からの高さ②で区分を判断)	①50%以上 ②100cm以上	15,000円	150万円	7,500円	300万円	450万円
	①50%以上 ②40cm以上100cm未満	7,000円	70万円	3,500円	140万円	210万円
	①50%以上 ②40cm未満	3,000円	30万円	1,500円	60万円	90万円
	①50%未満 ②条件なし					
*床下浸水	泥かき、消費費用10万円超	500円	5万円	250円	10万円	15万円
	泥かき、消費費用5万円超	300円	3万円	150円	6万円	9万円

●注意点

共通) ①付属建物の損害は、一部壊の扱いとなります。
 ②借家人賠償をご利用の方は基本保障は家財の口数または100口のいずれか少ない口数、特約保障は家財の口数での計算となります。
 基本) ①火災等共済金と計算方法が異なり、実損填補ではありません。②風水害等の場合、別に共済金の15%を臨時費用としてお支払いします。
 ③床下浸水5万円以下の損害の場合は、基本保障で一律1万円の見舞金を給付します。(床下浸水5万円を超える損害の場合で、基本保障が1万円に満たない場合は、見舞金に代えます)
 特約付) 共済金額が損害額を超える場合は、損害額が限度となります。②特約部分に臨時費用はありません。
 ★2025年4月以降の事由より対象。床上浸水は区分が変更になりました。